



山形県公報

平成17年4月26日(火)
第1638号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

昭和57年2月県告示第214号(と畜場法施行規則の規定による検印のと畜場番号の指定)の一部改正.....(保健業務課)...457

土地改良区の定款変更の認可.....(村山総合支庁農村計画課)...458

同.....(同) ... 同

同.....(同) ... 同

同.....(同) ... 同

土地改良区の役員の就任の届出.....(同) ...459

同.....(最上総合支庁農村計画課) ... 同

土地改良区の役員の退任の届出.....(庄内総合支庁農村計画課) ... 同

同.....(同) ...460

土地改良区の役員の就任の届出.....(同) ...461

同.....(同) ...462

道路の区域の変更.....(村山総合支庁北村山総務建築課) ... 同

一般国道の供用の開始.....(同) ...463

県道の供用の開始.....(庄内総合支庁建設総務課) ... 同

急傾斜地崩壊危険区域の指定.....(河川砂防課) ... 同

県証紙売りさばき人の死亡の届出.....(出納局)...465

県証紙売りさばき人の指定.....(同) ... 同

県証紙売りさばき所の変更.....(同) ... 同

### 公 告

平成17年度山形県林業機械講習(車両系建設機械)の実施.....(森林研究研修センター)...466

### 正 誤

## 告 示

山形県告示第389号

昭和57年2月県告示第214号(と畜場法施行規則の規定による検印のと畜場番号の指定)の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から適用する。

平成17年4月26日

山形県知事 齋 藤 弘

「 山形県養豚試験場簡易と畜場 を

「 山形県農業総合研究センター畜産試験場養豚支場簡易と畜場 に改める。

## 山形県告示第390号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成17年4月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
二口堰土地改良区
  - 2 事務所の所在地  
山形市落合町字落合1087番地の1
  - 3 認可年月日  
平成17年4月14日
- 

## 山形県告示第391号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成17年4月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
村山東根土地改良区
  - 2 事務所の所在地  
村山市中央一丁目6番12号
  - 3 認可年月日  
平成17年4月14日
- 

## 山形県告示第392号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成17年4月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
大江町土地改良区
  - 2 事務所の所在地  
西村山郡大江町大字本郷戊276 - 13
  - 3 認可年月日  
平成17年4月14日
- 

## 山形県告示第393号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成17年4月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
村山北部土地改良区
  - 2 事務所の所在地  
尾花沢市大字尾花沢字南原1061番3
  - 3 認可年月日  
平成17年4月19日
-

## 山形県告示第394号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、山口・田麦野土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成17年4月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名   | 住 所        |
|----------|-------|------------|
| 理 事      | 松 田 誠 | 天童市大字山口657 |

## 山形県告示第395号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、泉田川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成17年4月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所        |
|----------|---------|------------|
| 理 事      | 樋 口 彦 弥 | 新庄市大字昭和921 |

## 山形県告示第396号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、庄内赤川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成17年4月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所                  |
|----------|-----------|----------------------|
| 理 事      | 五 十 嵐 昇   | 東田川郡榎引町大字板井川字片茎112番地 |
| 同        | 星 川 長 八   | 酒田市大字黒森乙102番地の1      |
| 同        | 渡 部 良 一   | 鶴岡市大字播磨丁148番地        |
| 同        | 菅 原 堅 太 郎 | 同 大字我老林字五里市158番地     |
| 同        | 三 浦 武 美   | 東田川郡羽黒町大字後田字中島7番地    |
| 同        | 本 間 正 博   | 鶴岡市道形町15番地29号        |
| 同        | 金 丸 俊 治   | 同 大字民田字十二前91番地       |
| 同        | 清 和 亮 次   | 東田川郡三川町大字助川字北畑232番地  |
| 同        | 押 井 幸 一   | 同 藤島町大字宝徳字西鴨田11番地の1  |
| 同        | 佐 藤 正 勝   | 同 三川町大字猪子甲328番地      |

|     |           |                      |                    |
|-----|-----------|----------------------|--------------------|
| 同   | 三 浦 顕 一   | 同                    | 大字押切新田字豊秋47番地      |
| 同   | 五 十 嵐 繁   | 同                    | 榑引町大字松根字中松根61番地    |
| 同   | 渋 谷 克 正   | 酒田市大字広野字下中村86番地      |                    |
| 同   | 松 浦 茂     | 鶴岡市大字小淀川丙15番地        |                    |
| 同   | 小 林 正 幸   | 東田川郡榑引町大字黒川字小在家82番地  |                    |
| 同   | 阿 部 伸 吾   | 同                    | 大字梳代字西野160番地       |
| 同   | 藤 原 潔     | 鶴岡市大字安丹丙59番地         |                    |
| 同   | 渡 部 重 一   | 東田川郡羽黒町大字高寺字南畑86番地   |                    |
| 同   | 渡 部 敏 美   | 同                    | 榑引町大字黒川字上の山89番地    |
| 監 事 | 金 野 喜 久 雄 | 同                    | 羽黒町大字猪俣新田字田屋前153番地 |
| 同   | 原 田 岩 生   | 鶴岡市大字福田甲27番地         |                    |
| 同   | 本 間 与 惣 一 | 東田川郡榑引町大字宝谷字菖蒲池155番地 |                    |
| 同   | 菅 原 荘 吾   | 同                    | 藤島町大字新屋敷字前田元72番地   |
| 同   | 三 浦 茂 喜   | 同                    | 榑引町大字下山添字下通116番地   |
| 同   | 飯 田 安 雄   | 同                    | 三川町大字横山字横山279番地    |
| 同   | 加 藤 清 志   | 酒田市大字広野字上通87番地       |                    |
| 同   | 菊 池 豊 勝   | 東田川郡三川町大字猪子甲57番地     |                    |

山形県告示第397号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、月光川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成17年 4月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所             |
|----------|-----------|-----------------|
| 理 事      | 今 野 眞     | 飽海郡遊佐町大字杉沢字田中 8 |
| 同        | 阿 部 善 兵 衛 | 同 大字吉出字東田道 3    |
| 同        | 菅 原 淳 市   | 同 大字北目字宮ノ下 1    |

|     |           |   |                 |
|-----|-----------|---|-----------------|
| 同   | 伊 藤 喜 代 治 | 同 | 大字野沢字上ク子添148    |
| 同   | 小 野 寺 正 博 | 同 | 大字吉出字新割41 - 3   |
| 同   | 今 野 藤 夫   | 同 | 大字増穂字鼠田45       |
| 同   | 佐 藤 康 一 郎 | 同 | 大字直世字清水森57      |
| 監 事 | 佐 藤 昭 吉   | 同 | 大字江地字中屋敷田60 - 1 |
| 同   | 今 井 功     | 同 | 大字北目字菅野谷地25 - 4 |
| 同   | 高 橋 良 彰   | 同 | 大字遊佐町上曾根田56     |

## 山形県告示第398号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、庄内赤川土地改良区の役員に次の役員が就任した旨の届出があった。

平成17年4月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所                 |
|----------|---------|---------------------|
| 理 事      | 五 十 嵐 繁 | 東田川郡楡引町大字松根字中松根61番地 |
| 同        | 渡 部 敏 美 | 同 大字黒川字上の山89番地      |
| 同        | 五 十 嵐 昇 | 同 大字板井川字片茎112番地     |
| 同        | 齋 藤 悌 一 | 鶴岡市大字高坂字楯ノ下61番地     |
| 同        | 本 間 正 博 | 同 道形町15番29号         |
| 同        | 松 浦 茂   | 同 大字小淀川丙15番地        |
| 同        | 佐 藤 光 哉 | 同 大字西京田130番地        |
| 同        | 渡 部 良 一 | 同 大字播磨丁148番地        |
| 同        | 菊 池 豊 勝 | 東田川郡三川町大字猪子甲57番地    |
| 同        | 齋 藤 弘 道 | 同 藤島町大字渡前字山道東28番地   |
| 同        | 三 浦 武 美 | 同 羽黒町大字後田字中島7番地     |
| 同        | 清 和 亮 次 | 同 三川町大字助川字北畑232番地   |
| 同        | 三 浦 顕 一 | 同 大字押切新田字豊秋47番地     |

|    |       |                      |
|----|-------|----------------------|
| 同  | 渋谷克正  | 酒田市大字広野字下中村86番地      |
| 監事 | 本間与惣一 | 東田川郡櫛引町大字宝谷字菖蒲池155番地 |
| 同  | 白幡秀松  | 鶴岡市大字清水新田甲31番地       |
| 同  | 加藤清志  | 酒田市大字広野字上通87番地       |

## 山形県告示第399号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、月光川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成17年4月26日

山形県知事 齋藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名     | 住所              |
|----------|--------|-----------------|
| 理事       | 今野 眞   | 飽海郡遊佐町大字杉沢字田中8  |
| 同        | 阿部 善兵衛 | 同 大字吉出字東田道3     |
| 同        | 菅原 淳市  | 同 大字北目字宮ノ下1     |
| 同        | 伊藤 喜代治 | 同 大字野沢字上ク子添148  |
| 同        | 小野寺 正博 | 同 大字吉出字新割41-3   |
| 同        | 今野 藤夫  | 同 大字増穂字鼠田45     |
| 同        | 佐藤 康一郎 | 同 大字直世字清水森57    |
| 監事       | 佐藤 昭吉  | 同 大字江地字中屋敷田60-1 |
| 同        | 今井 功   | 同 大字北目字菅野谷地25-4 |
| 同        | 高橋 良彰  | 同 大字遊佐町上曾根田56   |

## 山形県告示第400号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成17年4月26日から同年5月9日まで縦覧に供する。

平成17年4月26日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 347号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                               | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延 長         |
|---------------------------------------------------|------|-----------------|-------------|
| 村山市大字白鳥字小国沢2153 - 1番から<br>同 大字大楨字長峯1766 - 287番まで  | 旧    | 44.0メートル<br>9.2 | メートル<br>450 |
| 村山市大字白鳥字小国沢3067 - 36番から<br>同 大字大楨字長峯1766 - 286番まで |      | 12.5メートル<br>5.0 | メートル<br>76  |
| 村山市大字白鳥字小国沢2153 - 1番から<br>同 大字大楨字長峯1766 - 287番まで  | 新    | 44.0メートル<br>9.2 | メートル<br>450 |

山形県告示第401号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成17年4月26日から同年5月9日まで縦覧に供する。

平成17年4月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 347号
- 2 供用開始の区間 村山市大字白鳥字小国沢2153 - 1番から  
同 大字大楨字長峯1766 - 287番まで
- 3 供用開始の期日 平成17年4月26日

山形県告示第402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年4月26日から同年5月9日まで縦覧に供する。

平成17年4月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 酒田鶴岡線
- 2 供用開始の区間 酒田市京田二丁目93番1から  
同 大字坂野辺新田字東猪山273番2まで
- 3 供用開始の期日 平成17年4月26日

山形県告示第403号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、土木部河川砂防課及び庄内総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成17年4月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 区域の名称 内田元
- 2 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から33号までを順次結んだ線及び標柱1号と33号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市   | 町 村 | 大 字   | 字     | 地 番 | 標 柱 番 号 |
|-------|-----|-------|-------|-----|---------|
| 鶴 岡 市 |     | 下 清 水 | 内 田 元 | 608 | 1号      |
|       |     |       |       | 588 | 2号      |
|       |     |       |       | 585 | 3号      |

|  |  |       |       |       |          |
|--|--|-------|-------|-------|----------|
|  |  | 中 清 水 | 桃 木 沢 | 230   | 4号       |
|  |  | 下 清 水 | 内 田 元 | 501   | 5号       |
|  |  | 中 清 水 | 桃 木 沢 | 321   | 6号       |
|  |  | 下 清 水 | 内 田 元 | 474   | 7号       |
|  |  |       |       | 461   | 8号及び9号   |
|  |  | 中 清 水 | 桃 木 沢 | 327-5 | 10号及び11号 |
|  |  |       |       | 337   | 12号      |
|  |  |       |       | 332   | 13号      |
|  |  |       |       | 344-2 | 14号      |
|  |  |       |       | 348   | 15号      |
|  |  |       |       | 356   | 16号      |
|  |  |       |       | 364-1 | 17号      |
|  |  |       |       | 363-2 | 18号      |
|  |  | 下 清 水 | 内 田 元 | 454   | 19号      |
|  |  |       |       | 462   | 20号      |
|  |  |       |       | 466   | 21号      |
|  |  |       |       | 487   | 22号      |
|  |  |       |       | 493地先 | 23号      |
|  |  |       |       | 513   | 24号      |
|  |  |       |       | 511   | 25号      |
|  |  |       |       | 508   | 26号      |
|  |  |       |       | 533   | 27号      |
|  |  |       |       | 540   | 28号      |
|  |  |       |       | 554   | 29号      |
|  |  |       |       | 555   | 30号      |

|  |  |  |  |       |          |
|--|--|--|--|-------|----------|
|  |  |  |  | 593   | 31号及び32号 |
|  |  |  |  | 593地先 | 33号      |

山形県告示第404号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年 4月県規則第34号）第16条第 2 項の規定により、その相続人から、次の売りさばき人が死亡した旨の届出があった。

平成17年 4月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 氏 名       | 住 所               | 売りさばき所の所在地 | 死 亡 年 月 日  |
|-----------|-------------------|------------|------------|
| 山 口 太 一 郎 | 天童市久野本三丁目 7 番 3 号 | 同 左        | 平成16. 5.29 |

山形県告示第405号

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第 6 条第 1 項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成17年 4月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 氏 名   | 住 所               | 売りさばき所の所在地 | 指 定 年 月 日  |
|-------|-------------------|------------|------------|
| 山 口 篤 | 天童市久野本三丁目 7 番 1 号 | 同 左        | 平成17. 4.18 |

山形県告示第406号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年 4月県規則第34号）第15条第 1 項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成17年 4月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 売りさばき人の名称<br>及び代表者氏名          | 売 り さ ば き 所 の 所 在 地  |       | 承 認<br>年 月 日 |
|-------------------------------|----------------------|-------|--------------|
|                               | 変 更 前                | 変 更 後 |              |
| 財団法人<br>山形県交通安全協会<br>会長 半田 春吉 | 上山市矢来三丁目 7 番50号      | 同 左   | 平成17. 4.18   |
|                               | 天童市大字高揃字立川原北3400番地   | 同 左   |              |
|                               | 天童市糠塚二丁目 4 番 1 号     | 同 左   |              |
|                               | 寒河江市大字西根字上川原228番地の 1 | 同 左   |              |
|                               | 村山市中央一丁目 2 番 5 号     | 同 左   |              |
|                               | 尾花沢市北町一丁目 5 番 5 号    | 同 左   |              |

|                       |   |   |
|-----------------------|---|---|
| 新庄市新町5番19号            | 同 | 左 |
| 米沢市城北二丁目3番19号         | 同 | 左 |
| 南陽市櫛塚1618番地           | 同 | 左 |
| 長井市小出3743番地の3         | 同 | 左 |
| 西置賜郡小国町大字小国小坂町一丁目49番地 | 同 | 左 |
| 西田川郡温海町大字温海戊569番地の1   | 同 | 左 |
| 東田川郡余目町大字余目字滑石8番地1    | 同 | 左 |
| 飽海郡遊佐町大字遊佐町字舞鶴204番地   |   |   |

## 公 告

山形県林業機械講習規程(昭和39年6月県告示第529号)に基づき、平成17年度の山形県林業機械講習(車両系建設機械)を次のとおり実施する。

平成17年4月26日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 講習の課目、期間及び申込期限

| 課 目           | 期 間                                                | 申 込 期 限 |
|---------------|----------------------------------------------------|---------|
| 車 両 系 建 設 機 械 | 平成17年6月22日(水)から同月30日(木)まで。ただし、同月25日(土)及び26日(日)を除く。 | 6月3日(金) |

### 2 講習の場所

山形県森林研究研修センター(寒河江市大字寒河江丙2707番地)及び同センター試験実習林(西村山郡西川町大字沼山字大沼地内)

### 3 講習の対象及び募集人数

#### (1) 対 象

林業従事者、木材製材業従事者、森林組合等林業団体及び木材製材業団体の職員その他森林を管理するための作業に従事する者

#### (2) 募集人数

20名

### 4 受講手続

受講申込書を上記1の申込期限までに、最寄りの総合支庁を經由して山形県森林研究研修センターに提出すること。

### 5 その他

詳細については、山形県森林研究研修センター(電話0237(84)4301)に問い合わせること。

正 誤

| 発行年月日      | 県公報番<br>号   | ページ | 行    | 誤                                            | 正                                                                              |
|------------|-------------|-----|------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 平成16. 4. 1 | 号外(36)      | 3   | 23   | 規則                                           | 規程                                                                             |
| 同          | 同           | 7   | 下から4 | 義務                                           | 事務                                                                             |
| 平成17. 2. 1 | 第1615号      | 87  | 下から2 | 「別記様式第2号(1)から別記様式第3号(2)までの」                  | 「別記様式第2号(1)、別記様式第2号(2)及び別記様式第2号別紙から別記様式第3号(2)までの」                              |
| 同          | 3.22 号外(12) | 22  | 下から1 | 同表の備考第1項中「額の範囲内で知事が定める」を削り、同備考第3項中「の使用料の額」及び | 同表の備考第1項中「額の範囲内で知事が定める」を削り、同備考第3項中「の使用料の額」及び「額の範囲内で知事が定める」を削り、同備考第4項を次のように改める。 |
| 同          | 3.25 第1629号 | 293 | 27   | 同項第3項中                                       | 同項第3号中                                                                         |
| 同          | 同           | 295 | 7    |                                              |                                                                                |

誤

|   |                                                                                                                                                        |                                           |    |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|----|
| 「 | (9) 妻の分娩                                                                                                                                               | 出産予定日の1週間前の日から出産の日後2週間を経過するまでの期間内において3日以内 | を  |
|   | 」                                                                                                                                                      |                                           |    |
| 「 | (9) 妻の出産                                                                                                                                               | 出産予定日の1週間前の日から出産の日後2週間を経過するまでの期間内において3日以内 | に、 |
|   | (9の2) 妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき | 当該期間内において5日以内                             |    |
|   | 」                                                                                                                                                      |                                           |    |

正

|   |                                                                                                                                                        |                                           |    |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|----|
| 「 | (9) 妻の分娩                                                                                                                                               | 出産予定日の1週間前の日から出産の日後2週間を経過するまでの期間内において3日以内 | を  |
|   | 」                                                                                                                                                      |                                           |    |
| 「 | (9) 妻の出産                                                                                                                                               | 出産予定日の1週間前の日から出産の日後2週間を経過するまでの期間内において3日以内 | に、 |
|   | (9の2) 妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき | 当該期間内において5日以内                             |    |
|   | 」                                                                                                                                                      |                                           |    |

|   |      |        |     |       |             |              |
|---|------|--------|-----|-------|-------------|--------------|
| 同 | 3.29 | 第1630号 | 351 | 下から15 | 挙げる         | 掲げる          |
| 同 | 3.31 | 号外(15) | 20  | 下から11 | 平成17年 4月 1日 | 、平成17年 4月 1日 |